

備前市建設工事成績評定及び通知要領

(目的)

第1条 この要領は、備前市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)の適用を受ける工事(以下「工事」という。)の技術水準の向上、品質の確保及び請負業者の指導育成を図ることを目的として、工事の成績評定(以下「評定」という。)及び評価の結果の通知(以下「通知」という。)に関して必要な事項を定める。

(評定及び通知の対象)

第2条 評定は、工事のうち最終の請負代金が130万円以上の工事を対象として実施する。ただし、工事の内容により、評定を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を評定の対象に加えることとする。

2 通知は、工事のうち最終の請負代金が500万円以上の工事を対象として実施する。ただし、工事の内容により、通知を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を通知の対象に加えることとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等、法令遵守等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を実施する者(以下「評定者」という。)は、係長等、担当課長等、検査員の三者が行う。ただし、これによりがたい場合は、市長が別途指定するものとする。

2 係長等とは、該当工事についての担当課の係長又はその職を準じる者をいう。

3 担当課長等とは、該当工事を所管する担当課室の課長又は室長若しくは参事その他これらに準じる者をいう。

4 検査員とは、備前市工事検査規定(平成17年備前市訓令第28号)第2条の規定による工事の検査を行う者をいう。

(評価の方法)

第5条 評定は、工事の検査又は監督員により確認した事項に基づき、工事ごとにしゅん功検査の完了後に実施する。

2 工事成績の採点は、備前市工事検査規程(平成17年備前市訓令第28号。以下「規程」という。)様式第2号工事成績採点表〔完成〕により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、規程様式第3号細目別評定点採点表により行うものとする。

4 評定結果は、規程様式第4号建設工事成績評定表(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

(評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を実施した後、評定表を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により評定表の提出を受けたときは、建設工事成績評定結果通知書(様式第1号)により当該評定の結果を速やかに当該工事の請負者(以下「請負者」という。)に通知する。

(評定の修正)

第7条 評定者は、前条の規定により評定の結果を通知した後において瑕疵が判明したこと等により、当該評定を修正する必要があるときは、速やかにこれを修正し、市長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定は前項の場合において準用する。

(説明の請求)

第8条 前2条の規定による評定の結果の通知を受けた請負者は、市長に対して評定点について説明を求めることが出来る。

2 前項の規定による説明の請求は、評定の結果の通知を受け取った日から起算して14日(備前市の休日を定める条例(平成17年備前市条例2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に書面により行わなければならない。

3 前項の規定による書面の提出は、市長あてとする。

(説明の請求に対する回答)

第9条 市長は、前条の規定による説明を求められたときは、求められた内容についての回答を建設工事成績評定結果説明書(様式第2号)により速やかに行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により回答するときは、回答する内容について建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることが出来る。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、評定及び通知の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月22日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

〒
(所在地)

備 契 第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

備前市長

印

建設工事成績評定結果通知書

貴者が受注した工事について、備前市建設工事成績評定及び通知要領に基づき、評定結果を通知します。

なお、評定の結果については、この書面を受け取った日から起算して 14 日(「休日」を除く。)以内に、当職に対して書面により、説明を求めることができます。

説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工事名及び工事番号

2 業 種

3 工 期

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

4 完成検査年月日

令和 年 月 日

5 評 定 点

点 項目別評定点は別表第 1 号のとおり

6 現 場 代 理 人

現 場 代 理 人

○ ○ 技 術 者

7 説明請求書類送付先

〒705-8602

岡山県備前市東片上 126 備前市長 あて

8 手続き問い合わせ先

総務部 契約管財課

TEL 0869-64-1813

項 目 別 評 定 点

工事番号：

工事名：

1.施工体制	I. 施工体制一般	／	3.3 点
	II. 配置技術者	／	4.1 点
2.施工状況	I. 施工管理	／	13.0 点
	II. 工程管理	／	8.1 点
	III. 安全対策	／	8.8 点
	IV. 対外関係	／	3.7 点
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／	14.9 点
	II. 品質	／	17.4 点
	III. 出来ばえ	／	8.5 点
4.工事特性	I. 施工条件等への対応	／	7.3 点
5.創意工夫	I. 創意工夫	／	5.7 点
6.社会性等	I. 地域へ貢献等	／	5.2 点
7.法令遵守等			
評定点合計		／	100.0 点

〒
(所在地)

備 契 第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者氏名) 殿

備前市長

印

建設工事成績評定結果説明書

令和 年 月 日付け により、貴者より請求のありました工事の成績評定結果に対する説明請求について、次のとおり回答いたします。

記

1 工事名及び工事番号

2 業 種

3 工 期

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

4 完成検査年月日

令和 年 月 日

5 説 明

説 明 項 目	説 明
① 施工体制	
② 工事実施状況	
③ 出来形及び品質・出来ばえ	
④ その他	